

「国連持続可能な開発のための教育の10年」

平成18年7月
外務省地球環境課

1. 「持続可能な開発のための教育」とは

「持続可能な開発」の概念は、経済開発、社会開発、環境保全の3つの要素からなる。そのための教育は、環境教育のみならず、基礎教育、人権教育、平和教育、保健教育等、広範囲にわたると考えられている。

2. 国連等における国際的な動き

(1) ヨハネスブルグ・サミット (2002年)

同サミットの成果文書に、国内NGOの提言を受け、小泉総理より提案した、「『持続可能な開発のための教育の10年』の採択を国連総会に勧告する」ことが盛り込まれた。

(2) 国連総会決議

わが国より、2002年の国連総会に「教育の10年」に関する決議案を提出し、採択された(2003年、2004年も同様)。

3. 国内における動き

(1) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

国民、NPO、事業者等による環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や体験機会、情報の提供を行うこと等を規定(2003年7月に議員立法により制定)。なお、同法に基づき基本方針が2004年9月に閣議決定された。

(2) 国内NGO

「教育の10年」を推進するための環境・教育関係NGOの横断的組織「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議が活動中。

(3) わが国における「教育の10年」実施計画の策定

2004年9月より、「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省連絡会議を設置し、今後の進め方につき協議を開始。2005年12月、構成員を拡大し、内閣官房副長官補を議長とする連絡会議を設置。2006年3月、わが国の実施計画を策定。

4. 最近の主な動き

(1) ユネスコは、推進役として、「教育の10年」のガイドライン(国際実施計画)案を策定し、2005年9月承認された。ガイドラインには、「教育の10年」を進める戦略等につき記載されている。なお、同ガイドライン策定の支援として、日本より10万ドルを拠出した。

(2) 2004年6月に、「教育の10年」を念頭に置いたアジア全体への「環境教育」の普及を目指し、わが国にアジア各国の行政官とNGO関係者を集めて、アジア協力対話「環境教育」推進対話を実施し、2005年9月に第2回対話、2006年6月に第3回対話を開催した。

(3) 2005年3月1日、「教育の10年」の国際的な立ち上げ式典が、国連本部のあるニューヨークにて開催された。

(4) 同6月28日、「教育の10年」のアジア・太平洋地域立ち上げ式典が名古屋市において開催された(松浦ユネスコ事務局長他出席)。

(5) わが国の働きかけの結果、2005年7月のグレンイーグルズG8サミットの成果文書「気候変動、クリーン・エネルギー、持続可能な開発」及び同9月の国連首脳会合の成果文書に、「教育の10年」を推進していく旨の文言が盛り込まれた。

(了)